

岡山市保育支援者配置助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的に、保育支援者を配置する保育所及び幼保連携型認定こども園に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

- 2 この要綱において、「私立保育所」とは、市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を受けた法第39条第1項に定める保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたものを除く。）をいう。
- 3 この要綱において、「私立幼保連携型認定こども園」とは、市内に所在する認定こども園法第17条第1項の規定により認可を受けた認定こども園であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第27条第1項の特定教育・保育施設であるもののうち、国、都道府県及び市町村以外の者が設置したものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園（以下「私立保育所等」という。）が保育支援者を配置する事業とし、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 保育支援者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付されていないこと。
- (2) 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、次の業務を行うものとする。
 - ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
 - イ 給食の配膳・あとかたづけ
 - ウ 寝具の用意・あとかたづけ
 - エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
 - オ その他、保育士の負担軽減に資する業務
- (3) 保育支援者は、平成27年4月1日以降、新たに私立保育所等に配置された者とする。

(4) 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、本事業を実施する私立保育所等は、保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含む。）の数と、前年同月における当該保育所の保育士及び保育士以外の者（保育支援者は含まない。）の数を比較し、その結果、保育士・保育士以外それぞれにおいて同数以上であること。ただし、前年同月の実績がない保育所は、保育支援者を配置した月と保育所開所月を比較する。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができるのは、私立保育所等を運営するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、以下に定める補助基準額と補助対象経費とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

補助基準額	補助対象経費
1 か所当たり月額 100,000 円	保育支援者配置助成事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、市税を滞納していないことを証明する書類とする。

(着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第8条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、保育支援者等の配置状況及び補助対象経費の支払状況が明らかになる書類とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。